8笠監第１７号
令和８年８月　３１日

笠置町長　山本　篤志　様

笠置町監査委員　　東　達廣

笠置町監査委員　　向出　健

令和７年度笠置町簡易水道事業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和7年度笠置町簡易水道事業会計決算について、次のとおり意見書を提出する。

令和７年度笠置町簡易水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第３０条第２項の規定により、令和７年度笠置町簡易水道事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類及び事業報告等を監査した結果、その意見は次のとおりである。

１．審査対象

令和７年度笠置町簡易水道事業会計決算及び関係帳簿証書類

2. 決算審査日

令和８年８月４日（火)、５日（水)、６日（木）

3. 出席者

町長、参事、会計管理者、関係所属長並びにその課員

審査の総括意見

収支予算差引簿及び予算執行状況表に基づき、現預金出納簿及び総勘定元帳、日計表等を余すところなく照査のうえ、さらに、その内容につき検討を加え審査をした結果、決算は計数的に正確であり内容も正確なものであると認める。

業務状況について、給水人口は 1,015 人となり前年度の 1,049 人と比較し 3.3%減少した。同じく料金収入の対象となった年間有収水量は 13 万 2,573 ㎥で、前年度の 14 万 901 ㎥と比較し 5.9%減少している。

経営状況については、給水収益が年々減少しており、これは給水人口の減少及び節水型洗濯機等の普及によるものが大きいと考えられる。今後も給水人口は減少傾向と推測されるため、水道使用量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければならない。

経営面においては、収益的収入及び支出の簡易水道事業の決算額は、事業収益が 9,744 万 442 円で事業費用が 9,689 万 5,359 円。資本的収入および支出の決算額については、資本的収入が 5,530 万円で、資本的支出は 1,445 万 1,466 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,245 万 1,466 円は過年度分損益勘定留保資金 1,245 万 1,466 円で補填した。

また、未収金については、収納確保に取り組まれ、その効果は一定認められるが、今後もより一層の収納に努められるよう期待する。

しかしながら、料金水準の妥当性を示す料金回収率は 26.9%で、事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況となっている。また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率についても、54.5%となっており、施設の更新に対して老朽化の割合が大きい状況であり、人口減少等による水道使用料金の減少となっている中で、今後水道施設の更新や維持管理が増えることが容易に想定されるため、水道料金の見直しも含めた検討が早急に必要ではないかと考える。

今後は笠置町簡易水道事業経営戦略の改定に基づき、将来的に水道施設の統廃合を視野に人口推移に見合った施設規模とし、コストの削減や老朽化の割合を下げるよう尽力され、持続可能な簡易水道事業運営を図られたい。